意見案第７号

米国産生馬鈴薯の輸入解禁反対等を求める意見書

本道農業は専業的な農家が主体となり、畑作においては重要品目である４品目（麦、大豆、てん菜、馬鈴薯）を中心に輪作体系の確立を図りながら、特に馬鈴薯では、生食・加工用をはじめ、でん粉工場とも密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹作物として重要な役割を果たすなど安全で安心な生産に努めています。

一方、生産現場では、いまだに侵入経路を解明出来ていないシロシストの防除対策に加え、種子馬鈴薯農家の減少や原原種の萌芽不良などにより、持続的な種子生産に大きな支障をきたしています。

そうしたなかで、2020 年３月に米国より、生馬鈴薯の輸入解禁要請が行われて以降、検疫協議が進められてきましたが、今年９月で病害虫リスク評価の作業を終え、次のステージ（リスク管理）に進むとしており、輸入解禁は時間の問題ではないかと生産現場からは大きな不安の声が上がっています。すでに輸入が解禁されているポテトチップ加工用馬鈴薯でも、土壌を除去し、封印後密閉コンテナーで輸送され、指定工場へ搬入・処理するなどの厳しい条件のもとで輸入されています。

しかし、生食での輸入解禁は、汎用性が広がり新たな病害虫の侵入リスクを増大させるもので、安全・安心な国産馬鈴薯の供給体制をさらに困難な環境下に陥れ、国内生産に甚大な影響を与える危険性があり、到底受け入れられるものではありません。

つきましては、米国産生馬鈴薯の輸入検疫協議において、食料安全保障の観点に立ち、国内生産に甚大な影響を及ぼさないよう、下記事項を要望いたします。

記

１　道内のシロシストの侵入原因を究明出来ていない現状にもかかわらず、生馬鈴薯の輸入は加工用の限定輸入以上に新たな病害虫の侵入リスクを高め、国内生産を崩壊させる危険があることから、絶対に輸入解禁を認めないこと。

２　米国産生馬鈴薯の植物検疫協議については、シロシスト防除対策や種子生産などで現場対応に苦慮しているなかで、輸入解禁を見込んだ報道などにより生産現場に不安が広がっていることから、生産者に対して正確な状況説明を丁寧に行うこと。

３　近年の萌芽不良など種子馬鈴薯の品質低下に対して、現場に原因分析の情報共有を図るとともに、種苗管理センターへの国の財政支援の強化や種子管理の徹底、作付拡大に向けた種子の確保など、種子の安定供給体制を早急に構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出する。

令和８年９月１０日

北海道河東郡士幌町議会議長　河口　和吉

提出先　内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣